

幕末下級武士の生活の実態

——紀州藩一下士の日記を分析して——

島村 妙子

はじめに

一 万延元年から文久元年までの生活

1 江戸での公生活

(i) 衣紋稽古

2 江戸での私生活

(i) 勤番長屋 (ii) 日常生活 (iii) 江戸詰手当

(ii) 禄高

二 慶応二年から明治元年までの生活

1 紀州での公生活

(i) 衣紋稽古 (ii) 銃隊訓練 (iii) 当番

2 紀州での私生活

(i) 金策 (ii) 貸長屋 (iii) 草刈りと畑仕事

(ii) 発句と碁

むすび

幕末下級武士の生活の実態(島村)

はじめに

江戸時代の武士の経済生活をみると、一般的に次のように言われている。初期の段階では、軍役・普請役などの過大な負担が、経済的重荷となった。しかし、時代を経るにつれて、それに代って、都市生活における消費の膨張が、家計を大きく圧迫した。すなわち、武士の生活の場である都市では消費生活が膨張し武士の経済が破綻する根本的要因があった、といわれている。

ところで、武士の役職は、大きく番方(武官)と役方(文官)に分けられ、初期には番方が重視された。しかし、長い泰平が続くにつれて、役方がこれをしのぐようになり、また、番方のなかでも役方を兼ねるようになった。

しかし、どの藩においても、元来の番方としての任務がまったく消滅したのではなかった。番方である以上、武術の稽古は欠かせないものであった。

本稿では、紀州藩大番の酒井伴四郎の公生活と私生活を考察し、それによって幕末における下級武士の生活の実態の一端を知ることが目的としたい。

なお、紀州藩の大番とは「番方の筆頭であり、初期において番方となることは、武士の最高の榮譽とされた。戦時に活躍し、平時においては出張のほか、一ヶ月に一・二度の当番当直だけ」という勤務内容であった。また「大番組は十二組より編成され、そのうちの八組を駿河組、四組を横須賀組といった。駿河組の一組は、大番組一人、大番組頭二人、大番四十人、大番同心十五人から成った。一方、横須賀組の一組は、大番頭一人、大番組頭二人、大番二十人から成った」。酒井伴四郎は、「駿河組」であった。

酒井伴四郎の生活を考察するに当って使用する史料は、以下の立教大学文学部史学科所蔵「紀州酒井武家文書」である。

一、「江戸語日記」一冊

万延元(一八六〇)年五月十一日より十一月三十日まで

(4) 衣紋稽古

酒井伴四郎は、叔父の宇治田平三と、大石直助と勤番長屋に同居していた。宇治田平三は「騎奉行格衣紋方」であり、「奥語」で、また享保十一(一七二六)年以降、「宇治田家は、代々衣紋方を世襲した家柄」であった。平三が衣紋方を命じられたのは、万延元年七月二十日、すなわち、五月二十九日の江戸到着以来、二か月半ほどで、衣紋方に就任したのである。大石直助の役職はあきらかでない。

江戸での公生活は、彼ら三人が一籍に「出殿稽古」することによって始められた。その稽古内容は、宇治田の職掌柄、衣紋稽古であった。衣紋稽古とは「衣紋方解説」によると、

御衣紋方は御装束の事に任ずる職也。御装束とは即ち、御束帯、御衣冠、御直衣、御直垂、御狩衣等にて、皆幕府武家装束の定制あって、大小の典札、儀式により差別あり、而して、服章、製裁、着法等堂上の流儀、有職、衣紋の古式其道の伝法を学習せざれば知る能はず、故に其術に達する者を挙て、御衣紋方とし、御装束の事を掌らしめ、公儀御大礼初め、内外御社参、御参詣給して御装束御着服の事に奉仕す、

とあって、衣紋稽古とは装束に關した服章・製裁・着法の練習であった。次に、衣紋稽古の内容に關する酒井の日記

幕末下級武士の生活の実態(島村)

二、「江戸語小遣帳」二冊

万延元年十一月一日より文久元(一八六一)年十一月十二日まで

三、「御用留」一冊

慶応二年(一八六六)年六月七日より九月二日まで
四、「紀州での日記」二冊

慶応二年十月二十二日より三年十一月十二日まで、
明治元(一八六八)年一月七日より四月一日まで、
十一月八日より十二月二日まで

註(1)(2) 「南紀徳川史」第八卷 四七三頁

(3) 「南紀徳川史」第八卷 三九六頁

一 万延元年から文久元年までの生活

1 江戸での公生活

本節では「江戸語日記」によって、酒井伴四郎の江戸勤務について考察したい。なお、万延元年当時、酒井伴四郎は二十八才であった。

を抜萃しよう。

八月七日

叔父様御用部屋ニ而袍衣拝借いたし、此所ニ而予[□]る。指貫ハ水浅美紐杯拵る。夫[○]奥御供方部屋江預ケ被成候

内容は明らかでないが、袍衣や指貫に關した製裁稽古であらうか。

八月十日

擬御袍ハ一度稽古いたし候ハハ、[○]ん[○]に被候

八月十七日

今日ハ冬之袍ニ而唐草之紋

具体的な稽古内容は分らないが、どちらも袍を使用した稽古であった。袍を着用する装束は「東帯と衣冠である。袍は夏冬にかかわらず、輪状の響唐草の袍があり、冬の袍は、君主が若年より壮年までは、しじら地の綾、中年以降は鬘斗地の綾」であった。つまり、両日は東帯か衣冠の稽古であり、十七日に使用した冬の袍とは、以上のようなものであったと思われる。

八月二十五日

今日ハ赤大口ハ御仕直三付、未出来不仕候間、赤大口者略シ候、右ハ御下袴を飯用ひ候故、九ツ時過相済歸り候

赤大口とは「東帯の時に着用する袴で、表袴の下には、表裏ともに紅色の平絹で、牡年まではとくに濃い紅色」であった。すなわちこの日には、以上のような赤大口袴のやり直しができないので、これを省略し、別の下袴で代用させたというから、東帯の着法稽古であったのである。

九月六日

御殿三面高橋ハ不登、夫方形三成側刻相濟候

十一月二十四日

経後左郎右衛門供三連れ、三人連三井殿江参り、当主之弟三達、夫方直助御形三成、叔父様後、予前二面衣官を着替、又三井家来御形三成、直助前予後二面東帯着替夫方御定袖衣取いたし、稽古人へ家来兩人となつた。

以上の二日間も、着法稽古でとくに十一月二十四日は、衣冠と東帯の稽古であった。その具体的着法は、一人がなかに立ち、被着付人となり、その前後に立つ二人が着付人となつた。

ところで、六月一日には「御側向稽古始候との事」とあるから、側向の人たちと稽古したことが明らかである。側向とは「小姓頭取、小納戸頭取、小姓、小納戸」をさす。日記には、以下の姓名がみえる。

乏しいが以下のように記してある。

六月三日 奥江出、御小姓衆稽古有之

六月五日 御小姓坊主呼ニ来り、又奥江出

八月十日 御小書院において稽古仕候

八月十四日 叔父様同道二面表之稽古ニ出殿

すなわち、稽古場所は、奥や表・または小書院であった。側向の人たち中心の稽古であるから、ふつうは、奥で稽古したものであろう。

次に、稽古日や時間について見ると、第1表のとおりになる。六月には四日稽古をし、時間は四ツ時(午前十時)から九ツ時(正午)までであった。七月には、全く行なっていない。しかし、八月十日には、小納戸頭片野八大夫

第1表 衣紋稽古日数表

月	稽古日数	その他
6	4	4ツ時~9ツ時
7	0	
8	13	10日以降酒井は(大石)と交代して酒井の稽古日数は
9	11(6)	10日以降酒井は(大石)と交代して酒井の稽古日数は
10	9(3)	
11	9(3)	

幕末下級武士の生活の実態(島村)

から「稽古日ハ二七四九卜定」という達しがあり、以降これらの日に稽古をし、時間も伸びて五ツ時(午前八時)から九ツ時までになった。ただし「御座敷支」や「稽古支」の日に稽古は延引か中

。小姓頭(一人) 栗生兵助

。小姓頭取(二人) 白杵覚藏、仁科五郎作

。小 姓(五人) 田井兵之丞、津田三助、上月助右衛門

。小納戸頭(一人) 片野八大夫

。中奥小姓(二人) 森五三郎

。小普請支配(一人) 正井鶴次郎

。大普請小普請(二人) 高橋直次郎

稽古人にこのように、小姓が多く、また側向以外にも、酒井や大石を含めた数人の稽古人がいた。衣紋方宇治田のもとだけでも十四人の稽古人がいたのである。

側向の人たちに衣紋稽古人が多いのは、次の理由によると思う。すなわち小姓頭取や小姓の任務として、

晨夕御左右を離る、事なく、日々の御行事文武御修道、御私儀乃至朝夕之進膳、御臥御、御梳浴等一切に給仕

することであった。一方、小納戸頭取や小納戸の場合は、「御座所御次邊に晝夜当直をなし御警衛に服」すことであ

り、また、彼らのうちの膳番は「進膳一切之事を司り、日々の御献立之事を指揮」した。このように、側向の任務は君上の身辺勤務であったから、彼らの間で、さかんに衣紋稽古がなされたのであろう。

衣紋稽古の場所はどこか。これに関して日記では非常に

止になった。こうして八月には十三日間九月には十一日間、十月・十一月には、それぞれ九日間の稽古が行なわれた。

ところで、九月十四日から、酒井と大石は交代で「出殿稽古」することになり、この場合、一人は留守居役として長屋に残った。

九月十四日

掬今日直助予兩人代く留守いたし、飯焚、且火之用心いたし候様、然ル上江ハ矢張出殿之続リ二面候、叔父様ハ、必出殿いたし候ハねバ、不都合之品有之候

宇治田がつねに出殿しなければならなかったのは、衣紋方として当然であろう。しかし、食事の用意や火の始末などのために、あらためて留守居番をおく、それは勤務に等しい、という。これは達しによるものか否か、明らかではないが、これ以降の日記からみて、留守居番が特別勤務を果たしたとは思えない。留守居番をおく別の理由があったのではないか。

とにかく酒井と大石は、交代で「出殿稽古」した。第1表のカッコ内に示した数字が酒井の稽古日数である。十一、十一月に酒井の衣紋稽古日数が少ないのは、酒井自身の病気のためで、この場合、大石が代りに出殿している。

第8表 魚代分類表

項	目	千円										計	買物回数		
		12	1	2	3	4	5	6	7	8	9			10	
いさ	わ	69	32	16	10	96	109	94	51	49	107	52	43	718	42
かさ	か	100	52		32	32	49	144	68			16	16	461	18
かま	か	68	92	64	32				72	56	56	16		456	15
こ	こ		16		450	200	16	166	14					802	14
は	は	24			8		80			12			52	176	9
は	は	34					60							94	7
ふ	ふ					56		48			36			140	6
ふ	ふ		32		48	32								112	6
あ	あ				28			40						68	4
あ	あ						48			400				448	3
あ	あ			100	100			20						200	2
あ	あ	62							24					82	2
あ	あ									32				56	2
あ	あ				12		36							48	2
あ	あ					16							32	38	2
あ	あ	16					12							28	2
あ	あ											16		25	2
あ	あ													32	1
あ	あ													16	1
あ	あ													16	1
あ	あ													50	1
あ	あ													32	1
あ	あ													28	1
あ	あ													16	1
あ	あ													8	1
あ	あ													200	1
あ	あ													20	1
あ	あ													12	1
あ	あ													32	1
計		433	208	212	688	514	406	508	429	537	231	144	149	4,399	149

第6表 食費分類表

項	目	千円										計	備考		
		12	1	2	3	4	5	6	7	8	9			10	
主食	す	64	0	34	56	82	1,030	0	0	500	0	172	675	2,874	14
	そ	128	64	64	146	264	196	64	64	0	323	0	0	1,315	17
	酒	278	92	109	249	0	166	0	0	0	20	90	374	1,430	14
	酒と鍋物その他	1,045	3,064	2,287	958	2,364	1,481	1,537	0	628	300	530	446	14,763	43
	その他の主食	92	0	0	0	0	0	0	0	0	108	100	0	368	
副食	魚	433	208	212	688	514	406	508	429	537	231	144	149	4,459	
	野菜	64	68	109	132	12	64	98	241	168	127	206	52	1,341	
	漬物	16	27	175	165	61	65	48	0	0	10	30	71	70	914
	豆腐	42	117	65	67	26	67	83	86	70	150	71	70	70	914
	その他の副食	32	190	0	24	68	152	231	52	0	12	0	28	789	
茶調	味	236	0	250	32	104	170	190	42	24	168	72	60	1,248	
	見	254	181	16	264	32	155	82	224	56	0	0	0	1,264	
	屋	390	431	606	620	211	225	331	747	262	365	418	5,411		
計		3,967	4,442	4,008	3,364	4,423	4,163	2,996	1,448	2,730	1,791	1,700	2,311	36,443	

第7表 酒と鍋物代分類表

項	目	千円										計	食事回数		
		12	1	2	3	4	5	6	7	8	9			10	
酒とどじょう鍋				500	200	570	497			200			224	2,191	9
酒と鶏鍋	374	1,088												1,768	4
酒と煮肴	207	232												446	4
酒と雁鍋	159				382	407								1,172	4
酒とまぐろ鍋		700	214											914	2
酒といのしし鍋			211	88										299	2
酒とうなぎ					429			589						1,018	2
酒とまぐろさしみ					164	300								464	2
酒とかつお									500	140				640	2
酒となまず鍋			612											612	1
酒とさめ鍋			350											350	1
酒とあんこう鍋			300											300	1
酒とせせ鍋				200										200	1
酒とあわび鍋					164									164	1
酒と天ぷら鍋					550									550	1
酒とふた鍋											250			250	1
酒と内容不詳	264	1,000	600	200	475									2,602	6
酒	44	44				204	164			63	56			512	
計		1,048	3,064	2,287	988	2,364	1,481	1,537	0	819	390	530	446	14,954	

幕末下級武士の生活の実態 (高村)

や麻裏草履を買ったからである。年間を通しての草履は八足であり、そのうちの四足を七月に買ったのである。うち四足は麻裏草履であった。

黒八丈は、着物や羽織袴などの袴や袖口にしたのであるが、ほかの袴代や袖口代を合計すると、それらは二十四貫六十九文になり、衣料費の四十・八割を占める。袴や袖口に多額を消費したことがあきらかである。

一年間に新調した衣服の数は、単物一枚・羽織二枚・袴一腰で、このほか肩衣一枚と小倉袴一腰は、縫いかえしと思われる。以上のような衣服の仕立てや洗濯、染めかえなどは、上総屋という漬物屋の妻に頼んでいた。

つぎに、第6表によって、食物についてみよう。後述のように、酒井は江戸詰当時、扶持米を支給

第10表 なすの支出と個数

月日	支出	なすの個数
文久元年6月3日	12文	2ヶ
	6	9
	10	25
	11	15
	16	8
	17	10
	19	16
	20	16
	24	16
	26	32
計	159	169ヶ + α

さて、いわしや漬物のほかに常食されたものは、豆腐であった。豆腐を毎月食べたことは第6表よりあきらかである。酒井は三種類の豆腐を買った。それは、第12表のとおり、焼豆腐と白豆腐、揚豆腐で、なかでも焼豆腐は、しばしば買っている。この焼豆腐と揚豆腐は、ふつう二丁つ買った。その単価は五文であった。一方白豆腐の単価は三十文で、この場合、酒井は半丁つ買った。

12表 豆腐分類表

豆腐名	買物回数	単価
焼豆腐	48回	5文
白豆腐	14	30
揚豆腐	11	5
合計	73	

焼豆腐と白豆腐は現在のと同じである。揚豆腐とは「豆腐を油揚げにしたものである。」

第11表 漬物代分類表

項目	12	文久元年1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計	買物回数
漬物	15	79	65	29	37					10	30	265	37
漬物		96	28	16								140	11
漬物	12			16								28	2
漬物						14						14	2
漬物			12									16	1
漬物							16					12	1
漬物							8					16	1
漬物							6					8	1
漬物							6					6	1
漬物							4					4	1
漬物							28					28	1
計	16	27	175	105	61	65	48	0	0	0	10	537	59

り、豆腐あぶらげ、もしくはあぶらあげとも呼ばれ、江戸時代から作られるようになった¹⁰⁾つまり現在の厚揚げである。さて、昔から「豆腐もいわし同様節約のため」に常食されたもの¹¹⁾であったから、酒井の場合も、いわしや豆腐を常食したのは、食費を節約したからではないか。これらは、当時多種類の食品が売られていたにもかか

第13表 その他の副食費分類表

項目	文久元年11月	12	文久元年1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
煮玉		162			52	84	131	36					489
梅干				16	16	68	100	16					168
きんぴら	8												48
ごんぶ		16											8
しんあえ		12											16
しんあえ				8									12
しんあえ										12			8
塩魚												28	12
計	32	190	0	24	68	152	231	52	0	12	0	28	789

わらず買っていないことから、あきらかである。

第13表には、そのほかの副食としてあげられる食物を示した。とくに煮豆が多い。

調味料に関しては第14表に掲げたように種類が少なく、八月以降の支出がない。調味料はそのほとんどが、さくら味噌・かつお節・さば生節であった。ところで岩見屋から、酒や肴および各種調味料を配達させていたよう¹²⁾だ。したがって、塩をはじめ醤油・油・酢・砂糖な

ど、また八月以降にみられない味噌やかつお節などを、この店から買っている。その費用は第6表の岩見屋に含まれると考える。

以上のように、酒井の食事は貧しく質素で粗末なものであった。ふつうは、味噌汁に漬物、それに昔から節約のために常食されたいわしと豆腐であった。また、外食を一月に七・八回した計算になるが、それにしても、食物の種類が少ない。生活がきびしかったことを示すものである。

燃料としての薪や炭は第15表のとおり、冬の十一月や一月には買っていない。また、ろうそくは十二月と一月にだけ買っている。これはどのような理由によるか疑問である。ある程度藩から支給され、不足分だけを買ったのかも知れない。

髪は大石に結ってもらっていた。一回につき二十文で第16表のとおり、年間で八十五回結っている。大石は酒井だけではなく、宇治田や同輩たち三・四人の髪結をもした。中級および上級武士ならば、江戸諸において下男を雇い、髪結いさせたであろう。しかし酒井の場合には、それほどの余裕がなかった。したがって、同居人の大石に髪を結わせたと思う。同表より月に八回は髪結いをした。この場合、三月と八月は、三回および四回と少ないから、例外と

第14表 調味料代分類表

項	11月	12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計	回数
味噌	194	96	16	120	32	32	12						582	28
醤油		51		144		56		124					378	5
砂糖	48					67	50		56				173	3
塩	12												48	1
味噌			17										12	1
醤油			34										17	1
砂糖													14	1
塩													20	1
味噌							20						140	1
計	254	191	16	264	32	155	82	244	56	0	0	0	1,264	41

第15表 住居費分類表

項	11月	12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
寄炭		136			64	203	208			303			914
炭		232		100			232		186			350	1,184
薪			60	7									7
湯屋	12		8	7	200	48		7		7			188
火				123	250								289
火						56							56
火			4		885	250							889
火							16						250
火				1,504	50					10			26
火	643				990		44	36					1,634
火	50												1,633
火													50
火						100							48
火							28						100
火										10			28
火									320				10
火									416				320
火													416
火	168			132									168
計	873	548	68	1,873	2,439	657	484	51	958	330	84	350	8,715

みた。病気で
したのでろうか
湯屋へは、十
一月から四月ま
では、一月に
数回通ったが、
五月から七月に
かけては一度も
行かず、八月か
らはふたたび行
き始めた。以上
は第17表のお
りである。
小遣帳には、
つねに「湯屋茶
代共」湯屋茶
黄子共、湯屋
二階共」のよう
に記述されてい
る。湯屋のかか
りも、十六文か
ら五十文と幅が

16表 娯楽回数表

項	11月	12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
湯屋	7	6	7	8	9	8	8	8	8	4	8	6	85
計	7	6	7	8	9	8	8	8	8	4	8	6	85

表17 湯屋回数表

項	11月	12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
湯屋	7	6	5	3	6	6	0	0	0	5	3	2	43
計	7	6	5	3	6	6	0	0	0	5	3	2	43

ある。しかし、ふつうは十八文から二十四文ほどであつた。また、日記からは、昔を打ち酒を飲み、三味線を弾いて遊んだ様子がかがられる。すなわち、当時の湯屋といふのは「男女別風情であつて、戸口も等しくなかつた。男湯の方には二階があり、帯刀人や身柄の町人は二階へ上がった。この二階といふのは遊ぶ所で、甚盤だの火鉢煙草盆を備え、三助が茶をくんで出す。菓子は大體一個八文位、何でも好きなものをとって食べる。ゆっくりして八文で、下へ降りて湯に入るには別に八文払う。茶だけ飲めば十六文ですむ。褌袋の借賃が四文、垢すり四文」であつた。すなわち、湯屋は現在のように湯に入るだけでなく、大衆的な集合場所として、安価に楽しめる場所であつたのだらう。

酒井のような下級武士、しかも勤番武士にとって、安上りの唯一の娯楽施設だつたようである。
湯屋はこのように安い遊び場所であつた。しかし、酒井は、五月から七月にかけて一度も行かなかつた。それは、日記から、行水や腰湯で済ませていたことが分る。
交際費について(第19表)みると安藤飛騨守や表用部屋日記方の高井国之助には、盆暮には必ず進物を送っている。また、隣に住む見玉堂左衛門や資合の葛西三郎、表右筆日記方の酒井幾之丞、そして白井房助や稲葉へも進物をした。見玉や白井・稲葉の役職はあきらかではない。白井は、寺社参詣の仲間であつた。進物内容は、そのほとんどが、そばと菓子であつた。
三味線師匠の琴春へは、進物ならびにお年玉・みやげなどをしばしば持参し、その費用は多い。十一月から一月までの進物やおみやげを持参した回数は十回に及ぶ。しかし琴春へのかかりは、二月・三月また五月以降にまつたく見られぬ。
祝儀は、湯屋へは年末年始に、奥陸尺の龍之助へは盆暮に包んだ。門番へは、年間を通してだいたい包んだが、年末年始にはとくに多く、門番へは、ふつう一回に百文であつた。
酒井は時々そばをおごつた。十月には、うなぎや三さん

幕末下級武士の生活の実態(湯村)

第18表 保健衛生費分類表

項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計	備考
髪湯	172	180	120	80	192	160	152	72	172	120	1,740	85
結髪紙	202	246	182	152	124			106	64	33	1,195	43
剃髪紙		72	56	72		16	32		32		312	
下髪紙			124	200				48			372	
髪紙						132		136			268	
髪紙		924				112					112	
髪紙						200					924	
計	374	1,423	358	420	504	316	620	192	152	258	185	5,183

第19表 交際費分類表

項目	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
安藤飛騨守へ		1,650						832					2,482
高井同之助へ		206						832					1,456
見玉堂左衛門	204	136			200								540
葛西井房之助		200			300								500
白井幾之助					250					200			200
酒桶								208	172				766
福号	408	2,210	1,550			617					136	650	650
之助		272								275			547
龍門	200	428	300		100	100	80		200				728
之助		1,112	707						208				2,499
の		548						274					1,030
お	412	210		200			416	1,500			105	4,150	6,983
宇治				100			16					100	586
東		910	824	418		100	350	308		240	400	100	3,550
飛			200		300		200					500	1,200
杖	300					256		200			365		621
そ		15		16		50	32						382
計	1,524	7,887	3,581	734	1,150	1,123	478	3,070	2,625	440	1,006	5,918	29,536

(不詳)をおごつたため四貫文を越えた多額の出費とされた。また、宇治田には二か月に一度ほどの割合で、すしをみやげに買った。江戸詣の第一の娯楽は、寺社参詣で、日記からみると六・八・九月に多かつた。六月には十一日、八月には九日、九月には十三日といったように、寺社参詣をした。一度参詣に出れば一か所では済まず、各所を廻つた。それは小遣帳の「諸社参詣」からもあきらかである。一か所の参詣は四文か

ら八文だったようだ。したがって第20表より年間で十七回の寺社参詣をしているが、参詣場所は、十七か所ではきかない。寺社参詣場所は愛宕山や増上寺・麴町から四ツ谷・上野・浅草方面が多く、そのほか、芝・麻布・目黒方面、小石川・駒込方面、深川・洲崎・両国・向島方面と各所に出かけた。

酒井の勤務は、前に考察したように一週間に一度か二度、しかも午前中だけであった。したがって、晴れた非番の日や当番日の午後を利用して、寺社参詣をしたのである。このさい駕籠を利用したわけではなく、徒歩で行ける範囲内で江戸見物をしたのである。宇治田や大石、そのほかの友人たち三・四で出かけた場合が多い。寺社参詣を通しての江戸見物が勤番武上にとって最高の娯楽だったのである。寺社参詣の帰りに飲食店や茶屋に入ることも、楽しみの一つではなかったか。

寺社参詣や湯屋につぐ酒井の娯楽は、三味線の稽古であった。万延元年七月には七回稽古に通つた。八月は休み、九月の半ばからまた通い始め、十月と十一月には、それぞれ十回、十三回と頻りに稽古に行った。酒井は前述のように、師匠の琴春へしばしば進物をしたり、おみやげを持参した。長屋には、宇治田や大石のほかにもめだつた友人はいなかった。このような酒井にとって、琴春の所へ三味線の

稽古ばかりでなく、遊びに行つたとも考えられる。これによつて、男ばかりの長屋住いの單調さ、退屈さを少しでもカバーできたのではないか。なお琴春は、四十才ほどの主婦であつた。日記にみられる女性は、琴春のほか、住立てや洗濯を頼む漬物屋の妻であつた。

さて、三味線稽古料は、金一朱で、錢四百十二文から四百二十文が相場であつた。しかし、四月以降には、三味線稽古料がまったく見られない。(第20表)。これを第19表の琴春へのかかりと比較すると、酒井は何らかの理由で三味線稽古を止めたのかも知れない。

芝居は年間で六回、寄席には八回行つている。芝居は値が高く、一回が一貫四百文・二貫百八十五文・二貫五百文のようであつた。芝居見物の回数が少ないのは、酒井に経済的余裕がなかったからであろう。寄席は芝居に比べて安かつた。

酒井は子供帯やはきもの、玩具類を買つたことが、第20表よりあきらかである。紀州にいる三才の娘に買つたのであろう。

以上娯楽に関しては、同表のとおりであるが、内容不詳費の分類は、第21表に示した。

第20表 小遣娛樂費分類表

項目	万延元年 11月	12	文久元年 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計	備考
寺社參詣	5			20	70	88	212	13	32		198	40	678	17 別
三味線常盤芝寄半	420	412	412	418							30		1,692	
茶本居世紙		32	16	100									148	
芝寄半	130		1,400	240	2,285					2,868			6,793	6
半切半紙	164	146	180	224	62					96			614	8
筆	32	24	224	200	112			180				164	360	1,428
たばこ	16	250	250	250	250	282	250	286	250			200	2,248	
たばこ	408			100									508	
煙	600			1,089					318				1,407	
子供							457				1,268		600	
子供							28	16				100	1,725	
子供							100						144	
子供								62					100	
茶下		374											32	
茶下					1,000	2,200							374	3
茶下										1,664			4,864	
茶下	1,057	200	300	1,322				144	48				192	
茶下										228			3,107	
鏡					12								12	
鏡						133							133	
鏡						350							350	
鏡			80										80	
鏡							16	48					64	
鏡													77	
鏡								44	16				60	
鏡													32	
鏡													128	
鏡													832	
鏡										832			500	
鏡											932	1,150	2,082	
鏡													322	
鏡												200	600	
鏡													580	
計	2,856	1,268	2,692	3,363	2,583	6,340	1,323	1,405	2,094	6,070	2,072	784	32,850	

遺帳から、江戸詰生活は少なくとも、一年七か月続いた。これは、時間的にかなり余裕のある単調で退屈な私生活の展開であったと思われる。

また全般的にみて、酒井は金銭を比較的浪費せず、むしろ節約していたと思われる。この場合、比較に左る史料がないため断言はできない。

しかし、次に考察する江戸詰手当から酒井が経済的には堅確であったことが知られる。

(ウ) 江戸詰手当

酒井は以上のような江戸詰私生活を送り、一年間で、総額百七十九貫九百三十七文を支出した。この値は、金に換算するといくらになるか。「江戸生活辭典」には、金一両は「寛政の末になると六貫台、文久には八貫台、明治元年には十一貫七、八百文」とある。また「地方史研究必携」には、「江戸の万延元年から、明治元年までの平均銭相場は、金一両につき、七貫五百七十九文であった」とある。前者からの万延から明治にかけての平均銭相場は、後者よりもかなり上廻ることになるから、双方からの値は一致しない。したがって全面的に信頼することは無理であるが、前者によれば、百七十九貫九百三十七文は、二十二・五兩弱、後者によれば、二十二・八兩強となる。以上から、酒井の年間総支出額は、大きく見積っても二十三兩であったと考えられよう。ところで酒井の江戸詰手当は一年詰で三十九兩であった。したがって、酒井の年間総支出額は、江戸詰手当の六割弱であった。すなわち、江戸詰手当の四割を節約したことがわかる。

また江戸詰手当には、金のほかに扶持米があった。何人扶持を得ていたか。当時の切米、扶持米は玄米であった。そのためつかなければならず、酒井たちはそれを掲入屋大和屋儀兵衛に依頼していた。次の日記から、残った扶持米

第21表 内容不詳費分類表

項目	万延元年 11月	12	文久元年 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
坂田屋					400			146	66	150	358		1,120
三河屋										2,637			2,637
ばこ					116								116
こ					200								200
仙					500								500
馬						100							100
やま									46				416
木										700			700
服											16		16
御目見												300	300
御目見									3,879				3,879
御目見										2,400			2,400
御目見											1,036		1,036
御目見											400		400
御目見												466	4,298
計	0	0	0	0	816	500	32	146	4,361	9,287	1,810	766	17,718

を大和屋に売ったことが分る。

十月二十九日

搦入屋大和屋儀兵衛来り、御扶持方之喰米残り、都合五兩一歩三朱一分上り受取、其内為吉喰米、二朱ト一匁五分叔父儀に被取、直助へ気が付不申候間、跡ハ其振取置候

為吉とは紀州から同行させた下男で、江戸到着後一か月ほどで帰らせている。この日記から、為吉にも扶持米が支給されたことが分る。大石の扶持米は、三人扶持であった。では、酒井や宇治田の扶持米は、はたしてどの位か、この日には、為吉を含めた四人分の扶持米の残りを換金した。これから、為吉の分を定引いた酒井たち三人の平均は、約一・七兩になる。すなわち酒井や宇治田は、大石同様かなり余裕のある扶持米を支給されていたようである。少なくとも、二人扶持以上であったと考える。

(四) 禄 高

大番としての並高は二十五石であったが、以上の江戸詰手当から、酒井の禄高を考えたい。酒井の江戸一年詰が三十九兩であるのに対して、宇治田の場合は、三十四兩であった。宇治田の禄高は二十五石で、酒井の江戸詰手当が宇治田よりも多いから、酒井の禄高は二十五石よりも多く、

しかもそれより飛びぬけて多い額ではなかったと考えられる。

さて、文化七年の「御家中官禄人名帳」⁽²⁰⁾より大番姓名を見てみよう。その冒頭に「維新前に至るも是と大差なき也」という断り書があり、四百八名が記載されている。その中で酒井という姓は二名である。一人は酒井善左衛門であり、父名や禄高は不詳である。もう一人の酒井沢之助は、父名は半四郎、禄高は三十石とある。酒井伴四郎は「御家中官禄人名帳」にみられる酒井家の直系であろう。また、前者が二十五石よりも多く、しかもそれが、かけ離れて多い額ではないことなどから、酒井の文化年間の祖先は、沢之助であったと考えられる。つまり、酒井の禄高も三十石程度ではなかったか。なお「大番には切米だけで、扶持米の支給はなかった。」

さて以上から、酒井の江戸詰勤務についてもう一度考察しよう。酒井は三十石程度の切米取りであった。万延文久年間の江戸詰当時の酒井の家族は計五人であり、娘は三・四才でまだ幼なかった。一人分一日五合、娘はその半分とした家族総食糧米は、年間で八石三斗二升二匁五匁になる。すなわち、三十石の四分の一以上は食糧米として消費してしまいうから、その残りを換金して一切をまかなわなければならない。

ところで酒井が自ら江戸詰勤務を望んだことは前に述べた。当時江戸は物価高により、一般的には江戸詰を嫌う風習であった。それにもかかわらず酒井があえて江戸詰生活を望んだ理由は、衣紋襷褌だけではなからう。江戸詰となれば、それに関した手当が支給され、酒井は一年につき三十九兩を得た。このうち、酒井が江戸詰一年間で支出した総額は二十三兩と、江戸詰手当の六割にすぎない。また、同手当の扶持米の残りを換金することもできた。すなわち、紀州にいれば、三十石で五人をまかなったのであるが、江戸詰をすれば三十石は四人分となり、酒井一人は、江戸詰手当だけで十分に暮らしてゆけたのである。したがって酒井が江戸詰を望んだ理由の一つには、家庭の経済生活の安定化を計るためもあったのではないか。

結局酒井の場合には、江戸詰による経済的窮乏化は見られない。むしろ逆であった。当時の物価騰貴に対処して家計を維持するために、江戸詰勤務を志願したように思われる。

(註) (1) 「江戸詰日記」五月二十九日

(2) 小貫解とは「二寸計の杉小板を日常に打ち列ねたる癖なり。」(同左)

(3) 「南紀徳川史」第十三卷 四三八頁

幕末下級武士の生活の実態(島村)

(4) 「南紀徳川史」第十三卷 四四三頁

(5) 年間総支出額は、毎月の総支出額を合計したものである。以降の諸支出額分類表は、すべて銭単位で示したが、それらの中には金や銀で記載されたものもあった。その換算計算は、毎月の総支出額から、銭による出費を差引いた額とした。一ヶ月に金や銀による支出が二ヶ所ある場合には、比例した額とした。

(6) 黒八丈とは「着物羽織の袖口および男物纏袴の袴など」に用いられる絹織物である。「世界大百科事典」七・三十二頁

(7) 「守貞漫稿」

(8) 「江戸自慢」。「江戸自慢」は万延元年に、紀州藩付家老水野家の侍医の原田某が、江戸にきて書いたものである。

(9) 「江戸時代の武家の生活」六三・六頁

(10) 「日本食生活史」二〇八・九頁

(11) 「江戸時代の武家の生活」七二・四頁

(12) 「江戸詰日記」八月一日

早速谷吉坂下行廻三而、岩見屋江伝言頼ム、醬油、酢持来る

「江戸詰小遣帳」七月二十日

二百文 坂下 岩見屋倉代

(13) 「江戸自慢」引用の「江戸八百八町」三〇九・一〇頁

(14) 「江戸生活辞典」一〇二・三頁

- (15) 「地方史研究必携」一六二頁
- (16) 「江戸詣日記」十月十八日
- (17) 「江戸詣日記」六月十六日 大石直助儀、一ヶ年十兩
三人扶持被下俵山申達との事
- (18) 「江戸詣日記」十月十八日
- (19) 「南紀徳川史」第八卷 三五二頁
- (20) 「南紀徳川史」第八卷 二二四、三六頁
- (21) 「南紀徳川史」第八卷 四八七頁

二 慶応二年から明治元年までの生活

1 紀州での公生活

本節では「紀州での日記」と「御用留」より、酒井の公生活をみていきたい。

(4) 衣紋稽古

紀州でも、江戸詰同様衣紋稽古を行なった。つねに「宇治田へ稽古に行く」とあるから、江戸での「出殿稽古」とは稽古場所が異なる。「南紀徳川史」によれば「かつては、文武は師家の自宅にある道場で稽古した。しかし文武場が建設されると、そこでするようにになった。文武場の設立年

代は不詳であるが、安政三年から万延元年にかけてである」としている。したがって、ふつうは文武場で稽古が行なわれたのだろう。しかし、酒井の場合からあきらかなように、明治に至っても、なお師家の自宅の道場でも稽古が続けられたのだろう。

ところで、酒井は、明治元年二月二十四日に衣紋方肝煎助に命ぜられ、さらに十一月十日には、衣紋方肝煎になった。こうして、衣紋に関しては一応役付になった。以降は衣紋稽古を指導するようになったと思われる。それについて、日記を掲げたい。

明治元年三月二十四日

幕後宇治田ニ稽古ニ参リ、戸田殿用人、例三人稽古ニ来リ取立致候

衣紋稽古日数は、第22表のとおりである。江戸詰に比較して、非常に少ない。慶応二年十月から十二月には、稽古日が一日もない。日記が断片的で判断しにくいのが、明治元年二月以降は稽古日が増加している。これは、衣紋方肝煎助および衣紋方肝煎に命じられたためだろう。以降は毎月稽古したと思われる。慶応二・三年に衣紋稽古が少ないのは、後述する長州征伐の影響によるのであろう。

(4) 銃隊訓練

衣紋稽古のほか、紀州では銃隊訓練をした。酒井は「銃隊訓練」とは記していない。銃隊稽古および「諸隊訓練」として記している。「南紀徳川史」によれば「訓練とは西洋流銃隊訓練」のことである。したがって「銃隊稽古」とは「銃隊訓練」のた

22表 諸勤務日数一覧表

年月	日数	衣紋稽古	銃隊稽古	銃隊訓練	当番
慶応2年10月	6日	0	0	3	0
	11	0	12	4	2
	12	0	2	2	3
慶応3年1	1	1	0	2	3
	2	0	0	6	3
	3	2	0	7	6
	4	1	0	5	7
	5	4	1	0	6
	6	0	0	0	1
	7	1	0	0	2
	8	0	0	0	0
	9	0	0	3	0
	10	2	1	2	0
明治元年1	0	0	0	0	0
	2	4	0	0	0
	3	7	0	2	0
	11	6	0	0	0
合計日数		28	16	36	33

たということがあきらかである。

紀州藩は「西洋流銃隊訓練」の導入が、遅く本格的訓練が布達されたのは、慶応二年六月であり、第二次長州征伐中であつた。幕府側は、この戦役に敗北し、その結果、和流訓練は完全に廃止された。和流訓練とは、すなわち甲冑、槍、刀、薙薙などによる訓練である。

こうして、十二月五日には、兵制改革が行なわれた。この日をもって「家臣団のすべてを銃隊に編入し、十大隊が

編成された。大隊長の十人は、役順にかかわらず、用人や大番頭から選抜された。第九、第十大隊には、兵卒、すなわち伊賀以下同心、仲間および地主などの農民をもって組織した。この日、酒井は第一大隊第五小隊を命じられて

いる。以上のような理由により、長州征伐後、兵制改革前後には、銃隊稽古および訓練が行なわれたのであろう。これらの日数は、第22表に示したとおりである。

また、銃隊稽古は、長州征伐期間中にも行なわれた。銃隊稽古が、慶応三年以降少なくなったのは、兵制改革によって、銃隊訓練が重視されたためであろう。

さて、銃隊稽古には、編制上の階級があったが、その一つとして、「火之級」があった。

慶応二年十一月十二日
林後大恩寺二面訓練、扱昨日御番御軍事奉行銃隊稽古階級相調、十五日迄弥差出し可申候申来、即刻組頭迄差出候事、右三付森蔵人殿内々役所向承合候外、火之級ニ未相成無之筋ハ、何方江与出張之節、相除キ可申寄之由、右除キ斗之事ニ面相濟候へ、格別之儀ニ面も無之候得共、又御役御免、小普請入杯ニ相成候も難斗、若右隊相成候節ハ、職入殿頭リ居候儀ニ付、世話振之行届不申候相成、且五番組ハ殊ニ戦争致し、実地ニも当り有之候程之事ハ、猶更心中相濟不申候付、職人殿殿手を以火之級ニ相成候様取扱候付、何卒一際付折今日明日二三番練可申と、有地専右衛門を以申越候付、夫々子門内ニ面稽古致候事、火之級ニ相成無之筋ハ、成瀬忠蔵、名取定馬之助、田中善八郎、成田甲斐、松沢民助、小島甚十郎、得能喜多郎、石田吉太夫、百武立助、金森鉄次郎、辻長太夫
火之級の内容は明らかでないが、この日記から銃隊稽古

さて、酒井は、慶応二年七月には半隊司令、八月には小隊司令から小隊右衛門に命じられ、九月には長州征伐の中止を迎えた。それ以降は、三年二月に半隊右衛門となった。すなわち、銃隊を指揮する地位にあったが、九月には小隊長と格下げになった。こうして、結局明治二年九月二十五日には、軍務局より銃隊を免除された。その理由はあきらかでない。

(四) 当番

勤務には、以上述べた表紋稽古や銃隊稽古および訓練のほかにも、当番があった。兵制改革によって、「銃隊の殿中当番」が課せられた。さらに、慶応三年四月二十二日に、奥詰を命じられ、奥詰の当番をも行なった。

ところで、兵制改革以前にも当番をしたことがあきらかである。すなわち、二年十一月には二日の当番をした。これは大番としての当番であろう。なぜなら、大番の平時の勤務は、「居候免なり、出張之外は一ヶ月に、一、二度登當直するのみ」に一致するからである。

さて22表に示したように、二年十二月から三年二月までは、毎月三日づつの当番をした。したがって、銃隊当番は、月に三日だったと思う。前述のように、四月半ばから奥詰当番が加わり、五月の当番は七日であった。しかし、

幕末下級武士の生活の実態(島村)

のメンバーが分る。万延文久年間の「御手帳御家中姓名録」の大番姓名と照らし合わせてみよう。日記中の十一人のうち、得能喜多郎だけが、酒井の組にいない。元治年間以降に大番になったのか、このように、稽古は大番の仲間同志で行なわれた。四十人位であった。

さて、この日に火之級の資格を受けなかった十一人は、十九日までに全員が火之級となった。日記からも分るようには、大番には必ずこの資格が要求されたようである。

また十月二十二日には「林後湊御殿ニ面銃隊稽古、小級撰ニ面小級ニ相成」とある。火之級のほかに小級があったようだ。内容はあきらかでない。

銃隊稽古場所は、湊御殿馬場が主であったがそのほか、大恩寺や操練所でも行なわれ、一方、銃隊訓練場所は、慶応二年のうちには湊御殿馬場や八幡馬場・学習館訓練所・北原河原・大恩寺などであった。しかし、慶応三年以降は、必ず操練所で行なわれた。これは、二年十二月の兵制改革によって銃隊訓練が充実したためであろう。なお訓練の規模は、大隊訓練が九割以上を占めた。

稽古および訓練時間についてみよう。銃隊稽古は、つねに午後に行なわれ、銃隊訓練の場合も、午後がかなり多かった。しかし後者については、朝から夕方までの日もあった。

六・七月は、酒井自身や妻の病氣のために、実際に当番に出た日は少ない。六月には一日、七月には二日間だけである。当番日は、四月は三日おき、五月は四日おきであった。六月は二日に当番をし、六月と二十六日は欠席した。したがって、六月も四日おきであったと思う。七月には、一日と五日しか当番に出なかったが、欠席日を見ると、四日おきであったと思われる。

以上は、銃隊と奥詰の合計当番日である。そのうちの二日、毎月銃隊の当番にあてられたと思う。

さて、当番は、時間的配分から三種類に分けられる。それは、朝番・昼番・宿番である。朝番は、五ツ時(午前八時)から九ツ時(正午)まで、昼番は、九ツ時から夕方まで、宿番は、夕方から翌朝五ツ時までであった。夕方とは正確に何時か、あきらかではない。

23表 慶応2年当番分類表

当番の種類	当番日数	これら三種類の当番は、一日一種類で終る場合は少なく、ふつう組みわあされたよう
朝番	5	
昼番	0	
宿番	1	
朝番+昼番	10	
昼番+宿番	0	
宿番+朝番	0	
朝番+昼番+宿番	10	
合計当番日数	26	

ある。第23表は、二年十二月五日の兵制改革以降の当番の種類を示したものである。朝番が五日、宿番が一日、朝番と昼番が十日、朝番と昼番と宿番が十日であった。すなわち、朝番と昼番の組み合わせ、また、朝番から宿番までの一日当番が、圧倒的であった。

当番内容を検討しよう。銃隊としての殿中当番は、城内守衛であつたろう。では、奥詰当番は何か、酒井の奥詰は、「小姓頭支配¹¹⁾」であつた。小姓頭とは、前述の側向を支配する最高の地位にある者である。酒井は、本来は大番であるから、この点を重視すれば、小納戸頭の支配下で、奥の警衛に當つたと思う。しかし、小姓頭の支配下にあるのだから、小姓同様の勤務を課せられ、君主の身邊で、衣紋に關した任務を担当したのであろう。

八月以降は当番をした記録がない。八月には、妻が死亡したため半月ほど欠勤したが、九月になつても当番の形跡がない。銃隊当番は、明治二年九月に銃隊を免除されるまで続いたのではないか。奥詰当番についても疑問が残る。

ここで紀州での勤務について、全般を通して考察したい。江戸詰で、武術の訓練をまったくしなかつた酒井は、大番として長州征伐に出陣した。そして、半隊司令や小隊司令または小隊右衛門などの軍隊の指揮者になつた。しか

し、長州征伐に當つて、一時的に武術の稽古をしたとしても、はたして実戦では何ができたか。酒井は、少なくとも武術に猛けた者とはいえない。長州征伐後、その影響に於いて兵制改革が行なわれ、酒井も銃隊に編入させられた。しかし、結局銃隊を免除されてしまった。また日記からみると当番の記録も徐々になくなつていたので、任務は衣紋稽古だけになつたと思われる。

さて「紀州での日記」には私的感情がほとんどない。しかし衣紋方肝煎に命じられた日には「大ニ安心く」と書いている。酒井は衣紋方肝煎を深く願望していた様子である。叔父方の宇治田家が衣紋方を世襲していることから考へ合わせると、酒井家も代々衣紋に強い関係があり、衣紋方肝煎を世襲したのであろう。

大番でありながら衣紋に關した任務を遂行したり、酒井にとつて、大番とは單なる肩書のように思われる。

註(1) 「南紀徳川史」第十七卷 二七三頁

(2) 「南紀徳川史」第十七卷 三三〇、三四頁

(3) 同右

(4) 「南紀徳川史」第十三卷 一九七、二〇二頁

(5) 「紀州での日記」慶応二年十二月五日

(6) 「御用留」慶応二年八月二十日

(7) 「南紀徳川史」第八卷 三九六、七頁

(8) 「南紀徳川史」第九卷 六一、二頁

(9) 「紀州での日記」

(10) 「南紀徳川史」第八卷 四七三頁

(11) 「紀州での日記」慶応三年四月二十二日

2 紀州での私生活

本節では「紀州での日記」から酒井の私生活を解明したい。その前に酒井の家族について述べておこう。前述のとおり江戸詰當時は、両親と妻の飛路・娘の宇多の計五人であつた。父は慶応二年までに死亡したようだ。また妻飛路は慶応三年八月十一日に、病氣と出産が重なつて死亡した。そのため九月一日から、下女を雇つた。この年、酒井は三十四才、母は五十四才、娘宇多は九才、先妻飛路の年令はあきらかでない。明治二年四月、酒井(三十六才)は後妻富貴(三十才)と再婚し、三年十一月には息子鉄藏が誕生した。

(4) 金 策

紀州では江戸詰にはみられなかつた金策に苦勞した。以下の日記から、金策には皆吉講を利用していたことが分かる。

幕末下級武士の生活の実態(島村)

慶応二年十一月十三日

夜大工為吉方へ行、皆吉講落ニ付、家賃無之哉尋候ハバ、世話致候との事

十二月十四日

寺沢文東江頼母子之一条ニ寄候ハバ、留守

十二月二十四日

安藤八十左衛門も来り、此程頼ミ候皆吉講頼母子落

銀、野上屋利兵衛伴江貸込候様申来呉ル

慶応三年一月二十六日

安藤八十左衛門来り、皆吉講落銀二貫拾匁之内、一貫

五百匁野上屋利兵衛三貸、五百拾匁持参致呉

十月三日

頼母子申合ニ面、四ツ割一歩入る

皆吉講の具体的な内容はあきらかではないが、頼母子講と同様のものと思われる。武士だけでなく、大工や商人ら一般庶民の金融方法の一つだつたようだ。

酒井は切米取りであつた。したがつて切米を換金しなければならなかつた。そのため大番安藤八十左衛門とともに、高値で売りさばく努力をした。

慶応三年一月十五日

安藤八十左衛門方江、年礼寺米相場聞ニ行

一月二十六日

安藤八十左衛門来り(中略)御切米も一貫二百目に売
棚候様申候候事

二月五日

安藤八十左衛門来る、米之相談

二月十五日

八十左衛門来り、米之一条も宜方

四月九日

留守中ニ安藤八十左衛門来り、明冬御切米漸売捌、銀
子調達致し候申、持參致具候事、余程働之様子

四月九日には切米を前借して換金した様子である。困窮
した経済状態がうかがわれる。また親類や友人間でも金の
貸借がしばしば行なわれた。二年七月には互いに金銭的に
ゆとりがなくなっている。

七月九日

落合参銀二百目小礼ニ而貸具候様申来候共私座ニ付、
百目丈ヶ貸候よし

七月十一日

川貝嘉十郎参り、銀二貫目貸具候様申来候得共、私座

ニ付、心当之所開合遣し可申候申候事

七月十二日

昨日嘉十郎ニ被頼候事ニ付、安藤、宇治田、伊藤開合

ニ參候得共、何方も都合悪敷候

とある。半次郎は平井に長屋を紹介した者である。以上の
ように平井の店賃は一月につき十匁であった。この値は酒
井が一方的に決定したものではない。したがって一応當時
の店賃相場といえよう。

ところで河世帯に貸したのか。日記から仙蔵と竹中・宮
中熊吉の名前がみられる仙蔵と竹中とはあきらかに同一人
物ではない。したがって慶応三年當時には、合計四世帯に
貸していたようだ。また明治四年には三世帯に貸してい
たことが明瞭である。平井の店賃を規準とした酒井の年間の
店賃合計は次のようになる。すなわち三世帯ならば三百六
一匁、四世帯ならば四百八十匁である。経済的窮地にあっ
た酒井にとって、貸長屋からの収入は俸禄以外に唯一のも
のであった。当時の武士は、一般的に内職を行なったが、
貸長屋も内職の一つであったろう。

(イ) 草刈りと畑仕事

紀州における日常生活で、年間を通して行なわれたもの
は「庭働き」であった。日記に「終日庭働き」と記述され
た個条も比較的多い。五月から十月にかけて夏から秋にか
けては、草刈り(草取り)が日課であった。六・七月のと
くに暑いさかりには、朝晩水をまき、草取りをした。一人
では間にあわず、六月には日雇賃十匁で、穢多を三日雇

幕末下級武士の生活の実態(島村)

以上のように、酒井は経済的困窮状態に陥っていた。親
類や友人たちもそうであった。なぜこのように経済生活が
窮乏したのか。それは物価急騰に相反した長州征伐による
多額の出費や、二年九月五日に布達された半知令による
思う。とくに半知令については次のような内容であった。

- 一 知行百五十石御切米六十石以上、半知之事
- 一 石已下小禄之面々は、夫々悲合を以御用捨之事

(下略)

酒井は六十石取以下であったから、半減されなかつた。
その代り悲合で差し引かれた。したがって酒井のような低
禄の下級武士はとくに窮乏化したのであらう。

(ロ) 貸長屋

酒井は屠敷地内に貸長屋をしていた。いづころから行な
ったのかあきらかでないが、その店賃について検討した
い。三年六月一日に平井織部が引越して来た。七月十四日
には、

夕方半次郎来り、長屋織部方、宿料如何程致具候様申
候付、如何程ニ而宜候段申候へば、半次郎了簡にて、宿
料七匁、晝建具三匁、都合拾匁、年といいたし百二拾目、
閏月三不構再度とり、六十日ツッ納候當申候石二付、六
月分拾匁、早速持參具候事

た。

庭の一郭には、畑があり、種まき・施肥・水やりなどの
畑仕事をした。豆をまいた日記があり、野菜をつくつたも
のと思う。また、みかんもつくつていた。みかんは、とく
に二・三月にかけて肥料をやっている。

具体的な庭働き日数は、24表のとおりである。五月から
十月にかけて多いと前で述べたが、七月と八月は少ない。
この理由は妻の病氣および死亡による。本来ならばこれら
七、八月には十日をはるかに上廻るものであらう。

以上から、酒井はふつう一人で草刈りをした。下男は雇
わなかつたようだ。しかし、もしも経済的な余裕があれば、
当主自身が草刈りをしなくても済んだ。下層農を時々
雇えばよかつた。また、畑をつくることもなかつた。酒井
の場合、経済生活の困窮を脱却するために、畑をつくり、
生計をまかなおうとした様子うかがえる。しかし酒井一
人で、内職として畑作物を売るまでにはいかなかつたよ
うである。

(ハ) 発句と俳

江戸詰と異なり、酒井の紀州での娯楽は乏しい。あえて
いえば発句つくりと俳である。

発句についてみると、発句会への出席は、第25表のよう

24表 庭働日数表

年 月	庭働日数
慶応2年11月	3日
12	2
慶応3年1	0
2	9
3	2
4	3
5	7
6	13
7	8
8	2
9	11
10	10
11	3
明治元年1	1
2	4
3	6

25表 発句会日数表

年 月	発句日数
慶応3年10月	1日
11	1
12	2
慶応3年1	1
2	3

26表 碁打ち日数表

年 月	碁日数
慶応3年9月	1日
10	11
11	3

に慶応二年十月から三年二月にかけてのきわめて短かい期間であった。また一か月に一日しか行かなかった。三月以降の記録はない一時的な娯楽にすぎなかったのだろうか。碁についても第26表のとおり慶応三年九月末から、十一月にかけての間だけに行なっている。このうち十月の十二日から二十日までの九日間、一日の休みもなく、碁を打っている。

以上が酒井の紀州での日常生活である。江戸譜における

寺社参詣や、改まった外出などはしていない。何の娯楽もなく、むしろ草取りや畑仕事で娯楽であった、といえるほどである。金策に余念がなく、貸長屋からの収入を家計の大きな助けとしていたことが分る。すなわち、どの面から考察しても、酒井の経済的窮乏化があらからである。この現象は酒井ばかりでなく、一般的に下級武士にもみられるところであろう。

ようするに酒井伴四郎の生活の実態は、大部分の幕末における下級武士の一般的な姿で、特異な一武家の生活ではなかったと思われる。下級武士を維新の担い手とする考えからみれば、酒井は維新の志とは全くかわりがない武士であった。いわば平凡な小市民で、高い政治的志操も持たない、幕末型の無気力な押しつぶされた平均的下級武士であったといえよう。

註(1) 「紀州での日記」明治四年七月二十八日

左之通御調ニ付半紙緊帳ニ相認ニ枚ツツ肝煎江差出ス

第四十五区二十六番組合

伍長

自分屋敷 士族 酒井伴四郎 印

天保五甲午七月二二日誕生 末三十八才

母 文化十一年甲戌二月二八日誕生 末五十八才

妻 天保十一年庚子五月九日誕生 末三十二才

崇徳寺正徳妹

櫻領 酒井鉄藏 末二才

明治三年庚午十一月十五日誕生 末十三才

安政六年己未二月六日誕生

(2) 「南紀徳川史」第九卷 五九一〜二頁

(3) 「紀州での日記」月日不詳

補註

文中の表について左記のように訂正する。

第5表 「務」を「皆」

同 「8月 元結 0文」を「8月 元結 28文」

同 「染代の計 93文」を「染代の計 393文」

第6表 「岩見屋弘 6月 31文」を「岩見屋弘 6月 330文」

第9表 「小松葉 2月 0文」を「小松葉 2月 32文」

第18表 「万延元年 15月」を「万延元年 12月」

同 「毛拔 2月 0文」を「毛拔 2月 50文」

幕末下級武士上の生活の実態(島村)

第19表 「安藤飛騨守へ」を「安藤飛騨守へ」

同 「おこり 12月 210文」を「おこり 12月 200文」

追記・本稿作成にさいし林英夫先生に御指導をいただいた。記して感謝の意を表したい。

(水戸日産モーター株式会社販売部勤務)